

警察官が職務執行のため旅客鉄道株式会社線に乗車船する場合の要領について

昭和62年8月10日

例規（警）第20号

警察本部長

各部長・参事官・所属長

日本国有鉄道の分割・民営化に伴い、新しく発足した旅客鉄道株式会社の列車、連絡船及び自動車（以下「列車等」という。）に警察官が職務執行のため乗車船する場合の要領については、警察庁と各旅客鉄道株式会社との協議に基づき、昭和62年4月1日から次のとおりとされたので誤りのないようにされたい。

なお、警察官が国有鉄道の列車及び連絡船等に乗車船する場合の要領について（昭和58年例規（警）第4号）は、廃止する。

記

1 列車等への乗車船が認められる場合

警察官が犯罪の予防、捜査、犯人の追尾、逮捕等の公務を行うため列車等に、2に定める業務証明書を所持して乗車船する場合は、旅客運賃及び料金の支払い免除の取扱いを受けることとなる。ただし、次の場合は業務証明書の所持を省略することができる。

(1) 制服を着用して乗車船するとき

(2) 緊急やむを得ない場合であつて、係員の承諾を得て乗車船するとき

2 業務証明書

(1) 発行者

東日本旅客鉄道株式会社

(2) 効力

ア 業務証明書券面に記載された区間内における全列車等に有効である。ただし、特別車船室（グリーン車及びグリーン船室）以外の自由席を使用する場合に限る。

イ 職務遂行上、業務証明書券面記載区間を超えて乗車船し、また、自由席以外の車船室に乗車船せざるを得ない場合は、係員の承諾を受けるものとする。

ウ 業務証明書の有効期間は、発行の日から1年間である。

(3) 使用方法

業務証明書を使用する警察官は、列車等に乗車船する場合には必ず所持し、改札の都度これを係員に呈示するものとする。この場合、係員の請求があつた場合は、警察手帳も併せて呈示するものとする。

(4) 保管及び管理

業務証明書は、次長が保管及び管理し、別添業務証明書貸出簿により、その使用状況を明らかにしておかなければならない。また、業務証明書を紛失した場合は、直ちに県本部警務課長を経由して報告しなければならない。

(5) 返納

有効期間を経過した業務証明書については、所要事項を記載した業務証明書貸出簿を添付し、毎年4月30日までに県本部警務課長を経由して返納すること。

(6) その他

東日本旅客鉄道株式会社に対する業務証明書の交付申請事務は、県本部警務課長が行い、関係所属に所定の枚数を配付するものとする。

3 乗務通告

列車等へ乗車船する警察官は、当該列車等の乗務員に、職務に支障のない限り速やかに乗務通告を行うものとする。

以下別添省略